

○内部質保証に関する方針

改正 令和2年4月1日

(内部質保証の定義及び方針)

本学における内部質保証とは、教育研究等の状況について、自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的・継続的プロセスをいう（以下、「PDCA サイクル」という。）。このPDCA サイクルを円滑に廻すことを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとする。

(内部質保証推進に係る実施体制)

1. 組織

内部質保証を推進する組織は、PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証の客観性を担保するために、次の各号に掲げる委員会で構成することとする。

(1) 内部質保証推進委員会

内部質保証推進に責任を負う組織として、学長の下に、内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を置く。

(2) 自己点検・評価運営委員会、部門委員会

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を行う組織として、大学に自己点検・評価運営委員会（以下、「運営委員会」という。）、大学組織の各部門（各学部、各研究科、各医学部附属病院及び大学管理部門）に自己点検・評価部門委員会（以下、「部門委員会」という。）を置く。

(3) 外部評価委員会

内部質保証の適切性を検証するために学外の有識者からなる外部評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を置く

2. 内部質保証推進の対象

内部質保証推進の対象は、次の通りとする。

- (1) 教育研究組織に関すること
- (2) 教育課程・学習成果に関すること
- (3) 学生の受入れに関すること
- (4) 教員・教員組織に関すること
- (5) 学生支援に関すること
- (6) 教育研究環境に関すること
- (7) 社会連携・社会貢献に関すること
- (8) 大学運営・財務に関すること

3. 手続き

- ①学長は、内部質保証推進の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- ②推進委員会は、内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案を行う。
- ③運営委員会は、全学的な自己点検・評価の実施方針を策定し、自己点検・評価を実施する。各部門は、運営委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、各部門における自己点検・評価報告書（部門版）を取りまとめ、運営委員会に提出する。
- ④運営委員会は、各部門の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学自己点検・評価報告書を作成し、改善事項を付した上で、推進委員会に報告する。
- ⑤推進委員会は、運営委員会からの報告内容を検証し、改善事項に関する意見を付して学長に報告する。
- ⑥学長は、改善が必要であると判断した事項について、推進委員会を通じて当該部門に対し、改善活動を指示する。
- ⑦改善指示を受けた当該部門は改善活動を行い、その状況を推進委員会に報告し、推進委員会はこれを検証する。
- ⑧学長は、全学自己点検・評価報告書及び公表すべきと判断した情報を本学ホームページ等において公表する。
- ⑨内部質保証の適切性を検証するため、学長は、評価委員会に対して第三者評価を依頼し、評価の結果、改善すべき事項があった場合には、推進委員会を通じて当該部門に改善指示を行う。